

会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する 意見募集の結果について

第1 意見数・・・40通

第2 意見の取りまとめの方法

この取りまとめにおいては、原案に賛成するとの意見、体裁についての意見、法律の解釈に関する意見、個別の事例又はスキームについての法令の当てはめに関する意見、意見募集の対象外の事項に関する意見を除く意見について取り上げている。

なお、以下において引用する法令の条数は、特に断らない限り、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号。以下「改正法」という。）若しくは会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号。以下「整備法」という。）又は意見募集に付した改正案（以下「原案」という。）による改正後の条数である。

第3 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

1 会社更生法施行令（平成15年政令第121号）関係

- ① 会社更生法施行令第4条第1項について、更生計画の定めにより取締役等が就任した場合において、当該更生計画が当該取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときにも、その就任による変更の登記の際には、住民票等の写しを添付しなければならないものとすべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

更生計画の定めにより取締役等が就任した場合、当該更生計画が当該取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときには、就任を承諾したことを証する書面の添付が必要とされておらず、また、所要の登記の前提として、更生手続において当該更生計画の作成及び審査等に係る手続が存在していることを踏まえれば、住民票等の写しを添付させることは相当ではなく、その必要性もないと考える。

2 会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）関係

(1) 定義規定（会社法施行規則第2条関係）

- ① 会社法施行規則第2条第3項第5号ロ（1）について、主語が不明確であるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

会社法施行規則第2条第3項第5号ロ（1）の「次に掲げる行為を要しないこととしていること又は要しないこととする予定があること」の主語が、同号ロ（1）（i）から（iii）までに掲げる行為の主体となる者であることは、原案の規定上、明らかである。したがって、原案は相当であると考えます。

- ② 会社法施行規則第2条第3項第7号について、同号イの「見込みであること」と同号ロ（1）及び（2）の「予定があること」との意味の違いを確認したいとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

会社法施行規則第2条第3項第7号イの「社外取締役となる見込みであること」は、社外取締役の要件（会社法（平成17年法律第86号）第2条第15号）を充足することが客観的に見込まれることを意味する。これに対し、同号ロ（1）の「当該候補者を社外取締役であるものとして置くことにより次に掲げる行為を要しないこととする予定があること」とは、法令上、当該候補者を社外取締役であるものとして置くことにより同号ロ（1）（i）から（iii）までに掲げる行為を要しないこととすることができることを前提として、当該行為の主体となる者（前記①参照）の主観としても当該行為を要しないこととする予定であることを意味する（同号ロ（2）についても同様である。）。

(2) 子会社等及び親会社等の定義（会社法施行規則第3条の2関係）

- ① 会社法施行規則第3条の2第1項について、「他の会社等」と規定する部分を「他の会社等（法人でないものを除く。）」などとすべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

原案の会社法施行規則第3条の2第1項は、現行法上の「子会社」の

定義（同規則第3条第1項）との平仄を取って「他の会社等」としたものであり、相当であると考える。

- ② 会社法施行規則第3条の2第2項について、「会社等であるものを除く。」と規定する部分を「会社等又は法人であるものを除く。」などとすべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

原案の会社法施行規則第3条の2第2項は、現行法上の「親会社」の定義（同規則第3条第2項）を受け、「親会社」に該当し得る「会社等」を除外するために「会社等であるものを除く。」としたものであり、相当であると考える。

- ③ 新設された「子会社等」や「親会社等」の定義において使用されている「会社等」の用語の定義を設け、明確化すべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

「会社等」については、現行の会社法施行規則において既に定義が設けられている（同規則第2条第3項第2号）。

（3） 出資の履行の仮装（会社法施行規則第7条の2・第18条の2・第46条の2・第62条の2関係）

- ① 出資の履行の仮装については適法な行為が観念できないため、会社法施行規則第46条の2第1号の「出資の履行（中略）の仮装に関する職務を行った取締役」の「職務」を他の用語に改めるべきであるとの意見が寄せられた（同規則第7条の2第1号、第18条の2第1号及び第62条の2第1号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第46条の2は、会社法第213条の3第1項の規定により責任を負うこととされる「募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役」を定めるものであるところ、当該取締役が当該責任を負うのは、取締役の職務として出資の履行の仮装に関与したためである（「その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明し

た場合」は当該責任を負わないこととされている（同項ただし書）のも、出資の履行の仮装への関与が取締役の職務として行われることを前提としている。）。したがって、「職務」という文言を用いる原案は相当であると考え（同規則第7条の2第1号、第18条の2第1号及び第62条の2第1号についても同様である。）。

- ② 会社法施行規則第46条の2第2号の「取締役会の決議」や同条第3号の「株主総会の決議」は他の用語に改めるべきであるとの意見が寄せられた（同規則第7条の2、第18条の2及び第62条の2についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

いわゆる見せ金等については、複数の行為の全体をとらえて出資の履行の仮装と判断される場合も多いところ、それらの個々の行為が取締役会の決議や株主総会の決議に基づいて行われることも考えられることから、会社法施行規則第46条の2第2号及び第3号の規定を設けることとしたものであり、原案は相当であると考え（同規則第7条の2、第18条の2及び第62条の2についても同様である。）。

- ③ 会社法施行規則第46条の2第3号ニにおいて「当該株主総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした取締役及び執行役」と規定されていることについて、説明をした事実のみをもって責任を負うこととすることに反対するとの意見等、同条第2号及び第3号に反対するとの意見が寄せられた（同規則第7条の2第2号、第18条の2第2号、第62条の2第2号及び第3号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

前記のとおり、いわゆる見せ金等については、複数の行為の全体をとらえて出資の履行の仮装と判断される場合も多いところ、それらの個々の行為が取締役会の決議や株主総会の決議に基づいて行われることも考えられる。そして、そのような場合には、「当該株主総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした取締役及び執行役」を含め、会社法施行規則第46条の2第2号イ及びロ並びに第3号イから

ニまでに掲げる取締役及び執行役も出資の履行の仮装に関与したと考えられることから、これらの規定を設けることとしたものである。もちろん、そのような取締役又は執行役であっても、「その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合」は責任を負わないため（会社法第213条の3第1項ただし書）、前記の説明をした事実等、同規則第46条の2第2号イ及びロ並びに第3号イからニまでに掲げる者に該当することとなる事実のみをもって責任を負うことになるわけではない。したがって、原案は相当であると考え（同規則第7条の2第2号、第18条の2第2号、第62条の2第2号及び第3号についても同様である。）。

(4) 株式等売渡請求（会社法施行規則第33条の5～第33条の7関係）

- ① 会社法施行規則第33条の5第1項第1号に掲げる事項（株式売渡対価及び新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法）について、(ア) 具体的にどのようなものを想定しているのか確認したいとの意見、(イ) 当該事項も売渡株主等に対して通知すべき事項（同規則第33条の6）に含めるべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

会社法施行規則第33条の5第1項第1号に掲げる事項（株式売渡対価及び新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法）としては、特別支配株主の預金残高証明や金融機関からの融資証明等が想定される。したがって、当該事項については、ある程度多くの分量となることも想定されるため、売渡株主等への個別通知に必ずしも適さない面がある。また、当該事項は、同項第2号に掲げる事項（株式等売渡請求に係る取引条件）と異なり、特別支配株主と売渡株主等との間の売買取引の内容又は条件を成すものではないことから、必ずしも売渡株主等に個別に通知しなければならないものではないと考えられる。そのため、同項第1号に掲げる事項については、その相当性を売渡株主等の閲覧等に供される事前開示事項に含めることとした上で（同規則第33条の7第2号）、売渡株主等に個別に通知すべき事項には含めないこととしたものであり、原案は相当であると考え。

- ② 株式等売渡請求に際して定めるべき事項として、「株式等売渡請求に係る取引条件」(会社法施行規則第33条の5第1項第2号)が掲げられているが、当該取引条件のうち、対価の支払期限について明記すべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第33条の5第1項第2号の「取引条件」としては、様々なものが想定される場所、どのような事項を取引条件として定めることができるかについては、株式等売渡請求の売買取引としての性質を踏まえた合理的な解釈に委ねることが適切と考えられることから、個別にその例を挙げることはしていない。

- ③ 会社法施行規則第33条の7第1号柱書で複数記載される「相当性」の対象を確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第33条の7第1号柱書の「法第百七十九条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項(株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、同項第二号及び第三号並びに第四号ロ及びハに掲げる事項)についての定め」中の「相当性」(※)の対象は、「法第百七十九条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項(株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、同項第二号及び第三号並びに第四号ロ及びハに掲げる事項)についての定め」である。そして、当該定め「相当性に関する事項」の例が、「次に掲げる事項」、すなわち、同規則第33条の7第1号イ及びロに掲げる事項である。また、「(当該相当性に関する対象会社の取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会。次号及び第三号において同じ。)の判断及びその理由を含む。)」中の「当該相当性」は、前記※の「相当性」を指す。

- ④ 会社法施行規則第33条の7第1号の「取締役会」の「判断及びその理由」について、(ア)「判断」とは多数意見を意味するという理解でよいか、(イ)当該多数意見は決議の方法による必要があるのか、(ウ)多数意見が形成されたものの、個々の取締役において「その理由」が異

なる場合、全ての異なる理由を記載する必要があるのかを確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

「取締役会」の「判断」とは取締役会の決議による判断を意味する。また、「その理由」は、当該取締役会の決議による判断の理由を意味し、当該決議の審議の過程に即した内容とすることが求められる（審議の過程に照らし、取締役会の判断の理由として複数の理由を記載することが適当である場合であれば、当該複数の理由を記載することが求められる。）。

(注) 会社法施行規則第42条の2第5号、第55条の2第5号及び第118条第5号についても、この④と同様の意見が寄せられたが、それらの意見についての当省の考え方も、この④についての当省の考え方と同様である。

- ⑤ 会社法第179条第1項の「特別支配株主」に該当するためには、1人の株主が直接又は間接に総株主の議決権の10分の9以上を有していることが必要であることを明確にする規定を会社法施行規則に設けるべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

株式等売渡請求制度は、総株主の議決権の10分の9以上を有する特別支配株主が株主総会決議を経ずに機動的にキャッシュ・アウトを行って単独株主となることができるようにするためのものであること等から、株式等売渡請求をし、売渡株式等を取得する特別支配株主は、1人（1社）であることが必要である。このことは、会社法第179条第1項において、「当該株式会社以外の者」を受けて「当該者」という文言が用いられているとともに、議決権を合算することができる対象として、特別支配株主完全子法人が特に規定されていることから、明らかである。したがって、御提案の規定を会社法施行規則に設ける必要はないと考える。

(5) 株式の併合（会社法施行規則第33条の10関係）

- ① 会社法施行規則第33条の10第3号について、「法第百八十二条の四

の規定による手続の経過」とするのではなく、具体的に、個々の買取請求に係る買取株式数と買取単価を開示すべき旨を規定すべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

原案の会社法施行規則第33条の10第3号は、組織再編における株式買取請求に関する事後開示事項を定めた現行の同規則第189条第2号及び第3号等の規定に倣ったものであり、その具体的な開示の内容についても、これらの規定と同様、開示の趣旨を踏まえた解釈に委ねることとしたものである。したがって、原案は、相当であると考えている。

(6) 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等（会社法施行規則第42条の2・第55条の2・第55条の3関係）

- ① 会社法施行規則第42条の2第2号について、特定引受人の子会社等だけでなく、特定引受人の親会社等がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数も通知事項に含めるべきであるとの意見が寄せられた（同規則第55条の2第2号についても同様の意見が寄せられた。）。

(当省の考え方)

会社法施行規則第42条の2は会社法第206条の2第1項の委任に基づき株主に対して通知すべき事項を定める規定であるところ、同項は、その規律の対象となる議決権割合を算定するに当たって、特定引受人の親会社等がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数を考慮することとはしていない。そのため、同規則第42条の2において、特定引受人の親会社等がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数を通知事項とする必要はなく、原案は相当であると考えている（同規則第55条の2第2号についても同様である。）。

- ② 会社法施行規則第42条の2第5号に規定する「取締役会の判断及びその理由」としていかなる記載が求められるかが必ずしも明確でないため、「特定引受人の選定、発行条件の合理性、当該割当て又は契約締結の必要性その他の事項に関する取締役会の判断及びその理由」といった形

で具体化することが望ましいとの意見が寄せられた（同規則第55条の2第5号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第42条の2第5号において、「特定引受人に対する募集株式の割当て又は特定引受人との間の法第二百五条第一項の契約の締結」について取締役会が考慮すべき事項は、個々の事案により異なるものであり、改正法により新たに設けられた支配株主の異動を伴う募集株式の発行等に係る規律（会社法第206条の2等）の趣旨を踏まえた合理的な解釈に委ねるべきであると考えられる。したがって、原案は相当であると考え（同規則第55条の2第5号についても同様である。）。

- ③ 会社法施行規則第42条の2第5号中に、「会社法第206条の2第4項ただし書に該当すると取締役会が判断する場合にはその旨及びその理由」を加えるべきであるとの意見が寄せられた（同規則第55条の2第5号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法第206条の2第4項ただし書に該当するかどうかは、会社法施行規則第42条の2に規定する事項が株主に対して通知された後に、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が株式会社に対して反対通知をした場合に初めて問題になるものであるから、株式会社においてあらかじめ同項ただし書に該当するかどうかを判断し株主に通知することを求めることは適当ではない。したがって、原案は相当であると考え（同規則第55条の2第5号についても同様である。）。

- ④ 会社法施行規則第42条の2第6号に「社外取締役を置く株式会社において、前号の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見」とあるが、取締役会の判断及び理由について社外取締役の意見が異なる場合は、通知の内容として記載不要との理解でよいか確認したいとの意見が寄せられた（同規則第55条の2第6号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第42条の2第6号の「社外取締役を置く株式会社

において、前号の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見」について、取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合は、社外取締役の意見は同号の通知事項に含まれない（同規則第55条の2第6号についても同様である。下記⑤も参照）。

- ⑤ 会社法施行規則第42条の2第6号の「社外取締役を置く株式会社において、前号の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見」について、(ア) 同号にいう「判断」には、「判断の理由」も含み、判断が同じでも判断の理由が異なる場合には社外取締役の意見を通知するという理解でよいか、(イ) 通知すべき「その意見」には、判断の結論だけでなく「判断の理由」も含むという理解でよいか、(ウ) これらを含まないと整理しているのであれば、なぜ含まないこととしているのかその理由を確認したいとの意見が寄せられた（同規則第55条の2第6号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

(ア) 会社法施行規則第42条の2第6号の「社外取締役を置く株式会社において、前号の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見」にいう「判断」は、その文言から明らかなおお、同条第5号の「取締役会の判断及びその理由」のうち、「取締役会の判断」を指すものであり、「その理由」は含まない。(イ) 同条第6号の「社外取締役の意見」は、通常、なぜ「取締役会の判断」に賛成しないのかという理由も含めて社外取締役により述べられることが多いと考えられるところ、その場合には、当該理由を含めた「社外取締役の意見」が株主に対して通知されることとなる。(ウ) 同条第5号の「その理由」は、取締役会の決議による判断の理由を意味し、当該決議の審議の過程に即した内容とすることが求められる（審議の過程に照らし、取締役会の判断の理由として複数の理由を記載することが適当である場合であれば、当該複数の理由を記載することが求められる。）ところ（前記(4)④参照）、それに加えて、当該決議に賛成した社外取締役の意見を個別に通知事項とする必要性は低いと考えられることから、前記のとおり整理しているものである（以上の点は、同規則第55条の2第6号についても同様である。）。

(注) 会社法施行規則第118条第5号についてもこの⑤と同様の意見が寄せられたが、当該意見についての当省の考え方も、この⑤についての当省の考え方と同様である。

- ⑥ 会社法施行規則第42条の2第6号及び第7号について、監査等委員会設置会社における監査等委員会又は指名委員会等設置会社における監査委員会の意見が取締役会の判断に賛成であるものの、監査等委員会又は監査委員会の一構成員である社外取締役個人の意見が監査等委員会若しくは監査委員会又は取締役会の判断と異なる場合に、当該社外取締役個人の意見を通知する義務があるかどうかを明確にすべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第42条の2第6号及び第7号において、社外取締役の意見を通知事項に含めることが求められるのは、取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合である(同条第6号)。他方で、監査等委員会又は監査委員である社外取締役の意見が監査等委員会又は監査委員会の意見と異なる場合については、その監査等委員会又は監査委員である社外取締役の意見を通知事項に含めることは求められていない(同条第7号参照)。また、監査等委員会又は監査委員会の意見が取締役会の判断に賛成であるかどうかは、社外取締役の意見を通知事項とする必要があるかどうかとは無関係である。このことは原案の文言上明らかであり、原案は相当であると考えます。

- ⑦ 会社法施行規則第42条の2において、「特定引受人(その子会社等を含む。)の保有する新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数」も通知事項に加えるべきであるとの意見が寄せられた(同規則第55条の2についても同様の意見が寄せられた。)

(当省の考え方)

会社法施行規則第42条の2は会社法第206条の2第1項の委任に基づき株主に対して通知すべき事項を定める規定であるところ、同項は、その規律の対象となる議決権割合を算定するに当たって、特定引受人又

はその子会社等が有する新株予約権を考慮することとしていない。そのため、同規則第42条の2において、御提案の規定を設ける必要はない。また、会社法施行規則第55条の2は会社法第244条の2第1項の委任に基づき株主に対して通知すべき事項を定める規定であるところ、同項は、その規律の対象となる議決権割合を算定するに当たって、特定引受人又はその子会社等が引き受けた募集新株予約権以外の新株予約権を考慮することとしていない。そのため、同規則第55条の2において、同条第2号に加えて、御提案の規定を設ける必要はない。したがって、原案は相当であると考え。

- ⑧ 会社法施行規則第55条の2第1号について、特定引受人が個人である場合は、プライバシーの問題から、住所は、「番地」の記載を不要とすべきではないかとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第55条の2第1号において特定引受人の住所を株主に対する通知事項としているのは、会社法第244条の2第1項が特定引受人の住所を法務省令で定める通知事項の例示として規定しているためであり、原案は相当であると考え。

- ⑨ 会社法施行規則第55条の3第3項について、「募集新株予約権の割当ての決定」とは、会社法第243条第1項により発行会社が申込者の中から募集新株予約権の割当てを受けるものを定めた場合を指し、「法第二百四十四条第一項の契約の締結の日」とは、同法第244条第1項により募集新株予約権について総数引受契約を締結する場合を指しているとの整理でよいか確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第55条の3第3項中「特定引受人に対する募集新株予約権の割当ての決定」とあるのは、会社法第243条第1項の規定による決定をいい、「特定引受人との間の法第二百四十四条第一項の契約の締結」とあるのは、同法第244条第1項の総数引受契約の締結をいう。

(7) 株主総会参考書類記載事項（会社法施行規則第74条・第74条の

2・第74条の3・第76条・第77条・第81条・第85条の3関係)

- ① 会社法施行規則第74条第2項第2号の「候補者が当該株式会社の取締役就任した場合において」は「現時点で候補者が就任したと仮定した場合において」という意味になるように修正すべきであるとの意見が寄せられた（同規則第74条の3第2項第2号、第76条第2項第2号についても同様の意見が寄せられた。）。

(当省の考え方)

現行の会社法施行規則第74条第2項第2号の「当該株式会社の取締役就任した場合」とは、株主総会参考書類の作成時点において、候補者が当該株式会社の取締役就任したと仮定した場合という意味であり、実務上もそのような解釈に基づき運用されていると承知している。したがって、御提案のような改正の必要はないと考える（同規則第74条の3第2項第2号、第76条第2項第2号についても同様である。）。

- ② 会社法施行規則第74条第4項第6号イ、ハ及びホ（2）について、「役員」に関する部分は削除すべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第74条第4項第6号は、社外取締役の要件を満たすことを基礎付ける事実にとどまらず、社外取締役の要件を踏まえて株主に開示することが適切と考えられる情報の記載を求めるものである。そして、(ア)社外取締役の要件において、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者でない役員であったことも考慮されていること（会社法第2条第15号ロ）、(イ)「特定関係事業者」には親会社等も含まれ（同規則第2条第3項第19号）、社外取締役の要件において、親会社等の業務執行者でない役員であることも考慮されていること（同法第2条第15号ハ）及び(ウ)社外取締役の要件において、当該株式会社の業務執行者でない役員の子親者であることも考慮されていること（同法第2条第15号ホ）も踏まえると、同規則第74条第4項第6号イ、ハ及びホ（2）において「役員」に関する部分を削除するのは、相当でない。したがって、原案は相当であると考えます。

- ③ 会社法施行規則第74条第4項第6号イの「過去に」は「過去十年間に」とすべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

前記②のとおり、会社法施行規則第74条第4項第6号は、社外取締役の要件を満たすことを基礎付ける事実にとどまらず、社外取締役の要件を踏まえて株主に開示することが適切と考えられる情報の記載を求めるものである。そして、会社法上、10年前よりも更に過去の時点において当該株式会社又はその子会社の業務執行者であったことにより、社外取締役の要件を満たさないこととなる場合もあること（同法第2条第15号ロ参照）も踏まえると、同規則第74条第4項第6号イの「過去に」を「過去十年間に」とすることは相当ではなく、原案は相当であると考えられる。

- ④ 会社法施行規則第74条第4項第6号ロが、「当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であ」ることを株主総会参考書類の記載事項としている点について、そもそも当該株式会社の親会社等である自然人は社外取締役の要件を満たさず（会社法第2条第15号ハ）、この規定は「株主総会参考書類作成時点では親会社等であるが、株主総会で承認されるときまでに親会社等ではなくなり、社外取締役の要件を満たすような場合」を想定していると考えられるが、条文上その点を明確にすべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第74条第4項第6号ロの規定が、当該株式会社の親会社等であることを株主総会参考書類の記載事項としている点が、「株主総会参考書類作成時点では親会社等であるが、株主総会で承認されるときまでに親会社等ではなくなり、社外取締役の要件を満たすような場合」を想定していることは御指摘のとおりであるが、株主総会参考書類の記載事項についての他の規定との平仄（なお、一般に、株主総会参考書類の記載事項の判断の基準時は、条文上特段の限定がない限り、株主総会参考書類作成時であるものと解されていると承知している。）等からすれば、原案を修正する必要はないと考える。

- ⑤ 会社法第2条第15号ハは、過去に当該株式会社の親会社等であったことがないことを社外取締役の要件としていないのであるから、会社法施行規則第74条第4項第6号ロについて、過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあることを株主総会参考書類への記載事項とする部分は削除すべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第74条第4項第6号は、社外取締役候補者の属性情報を株主総会参考書類に記載することを求めるものであるところ、会社法上の社外取締役の要件を満たさない者はもとより社外取締役候補者たり得ない(同規則第2条第3項第7号)。したがって、当該属性情報が社外取締役の要件を満たすことを基礎付ける事実にとどまるものではないことは当然であり、社外取締役の要件を踏まえて株主に開示することが適切と考えられる情報の記載を求めるのが、同規則第74条第4項第6号の趣旨である。そして、同法第2条第15号ハが社外取締役の要件として当該株式会社の親会社等でないことを求めていること及び現行の同規則においても過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあることが株主総会参考書類の記載事項とされていること(現行の同規則第74条第4項第6号ニ)を踏まえれば、過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあることについて社外取締役候補者の属性情報としての記載を求めることは適切であり、原案は相当であると考えらる。

- ⑥ 会社法施行規則第74条の2第1項の規律の対象として、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社が、株主総会において監査役会設置会社となるための定款を変更する議案とともに取締役選任議案を提出し、当該株主総会の終結時に、社外取締役を置いていないこととなる見込みの場合も追加すべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

原案の会社法施行規則第74条の2第1項の趣旨は、既存の監査役会設置会社において社外取締役の導入を促進するものである。これは、法制審議会会社法制部会等における議論を踏まえたものであって、新たに監査役会設置会社に移行する会社については、そのための定款の変更が

必要であること等を考慮すると、原案は相当であると考える。

- ⑦ 会社法施行規則第74条の2第2項に規定する「特定監査役会設置会社」の定義について、同規則第2条第3項の定義規定中に置くことが適当であり、また、「特定監査役会設置会社」は定義語として不適切であるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

「特定監査役会設置会社」は、専ら会社法施行規則第74条の2第1項において用いる定義語であることから、その直後の同条第2項において定義をしているものである。また、一定の要件を満たす監査役会設置会社を指す定義語として「特定監査役会設置会社」という語を用いることは、会社法第206条の2第1項の「特定引受人」等の用例に照らして適切であり、同規則第74条の2第1項及び第2項において「特定監査役会設置会社」の意味が紛れることもない。したがって、原案は相当であると考える。

- ⑧ 会社法施行規則第74条の2第3項の「その時点」は「株主総会参考書類作成の時点」とすべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第74条の2第3項前段は、その文言上、株主総会参考書類の「記載」についての規律であるから、「その時点」が当該「記載」をする時点を意味することは明らかである。したがって、原案は相当であると考える。

- ⑨ 会社法施行規則第74条の2第3項後段の「この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。」という規定に反対するとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第74条の2第1項は、一定の監査役会設置会社について「社外取締役を置くことが相当でない理由」の株主総会参考書類への記載を求めるものであるところ、監査役会設置会社には二人以上の社外監査役を置くことが義務付けられているため（会社法第335条第3

項参照)、「社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない」ことは当然である。そして、社外取締役の導入を促進するという会社法施行規則第74条の2の趣旨に照らせば、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の株主総会参考書類への記載を求めるに当たってその点を注意的に明らかにすることにより、当該記載による会社から株主に対する情報提供を内容のあるものとするのが適当である。したがって、原案は相当であると考ええる。

- ⑩ 会社法施行規則第74条の3第2項第3号について、監査等委員は業務執行をしないので「担当」はないはずであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第74条の3第2項第3号にいう「担当」は、業務執行の担当ではない。監査等委員会は、独任制の機関である監査役と異なり、会議体として組織的な監査を行うため、その構成員である監査等委員には「担当」があり得ることから、これを規定したものである。

- ⑪ 会社法施行規則第74条の3第4項第4号の規定を設けることに反対するとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第74条の3第4項第4号の規定は、現行の同規則第74条第4項第4号(取締役選任議案)及び第76条第4項第4号(監査役選任議案)と同様の規定を、監査等委員である取締役の選任議案の株主総会参考書類記載事項として定めるものであり、この点について、監査等委員である取締役の選任議案のみ(それ以外の)取締役や監査役の選任議案と別異に取り扱う理由はないことから、原案は相当であると考ええる。

- ⑫ 会社法施行規則第77条第3号について、会計監査人は社外役員にあるような各個人の経歴、経験といった要素による差別化は乏しく、「有資格者である。」、「他社での実績がある。」、「従来の会計監査人の就任期間が長期間にわたっているから。」といった「理由」を超えて当該候補者を会計監査人の候補者とした積極的理由を具体的に記載することは困難で

あり、同号の開示事項が株主の権利行使にとって有益なものといえるか疑問であるため、同号は削除すべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

監査法人や公認会計士が数多く存する中で、当該候補者を会計監査人の候補者とするのであるから、その理由が存しないとは考えられず、当該理由を株主に対し開示することを求めることが不適切であるとする理由もないと考えられる。御指摘の「理由」と「積極的理由」の意義や相互の相違は必ずしも明らかではないが、「積極的理由」とはいえない「理由」についても株主に開示する意味があると考えられ、また、そのような「理由」のみに基づいて候補者を選んでいること自体が、株主が当該議案に賛成するかどうかを判断するに当たって一定の意義を有する開示となると考えられる。したがって、原案は相当であると考ええる。

- ⑬ 原案の説明資料中の「施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類については、改正後の会社法施行規則第74条第3項、第76条第3項及び第77条第8号（これらの規定を同規則第95条第3号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。」との経過措置の案について、株主総会参考書類に関する規定は、「会社法施行規則第74条第3項、第76条第3項及び第77条第8号（これらの規定を同規則第95条第3号において準用する場合を含む。）の規定」だけではないため不適切であるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

御指摘の経過措置の案は、株主総会参考書類についての会社法施行規則の規定のうち、「会社法施行規則第74条第3項、第76条第3項及び第77条第8号（これらの規定を同規則第95条第3号において準用する場合を含む。）の規定」との関係での経過措置を定めるものであって、株主総会参考書類に関する他の規定についての経過措置まで定めるものではないことは、これらの「規定にかかわらず、なお従前の例による」としていることから明らかであり、当該案は、相当であると考ええる。

- ⑭ 会社法施行規則第81条第2号の「議案の内容を決定した理由」との文言を「解任又は不再任の理由」に改めるべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第81条第2号は、議案を提出する主体と議案の内容を決定する主体とが異なることに鑑み、監査役等が議案の内容を決定した理由を株主総会参考書類に記載する必要があることを明確化したものであり、原案は相当であると考えます。

- ⑮ 会社法施行規則第85条の3第1号の「株式の併合を行う理由」と、会社法第180条第4項の「株式の併合をすることを必要とする理由」の内容が同様のものであるかを確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第85条の3第1号の「株式の併合を行う理由」は、現行の同規則第86条第1号において「吸収合併を行う理由」を株主総会参考書類に記載することとされていること等を踏まえたものであるが、その内容は、会社法第180条第4項の「株式の併合をすることを必要とする理由」と特に異なるものではない。

- ⑯ 原案の説明資料において、株主総会参考書類についての経過措置として、「施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類については、なお従前の例による」とする案が記載されていたことについて、「招集の手続が開始された」の概念を明確にすることを求める意見が寄せられた。

(当省の考え方)

御指摘の経過措置は、改正省令の施行日前に改正前の会社法施行規則の株主総会参考書類に係る規律を前提に株主総会又は種類株主総会の招集手続が開始された場合にまで、改正後の新たな規律を適用すると、改めて招集手続をやり直すことが必要になる等、無用な混乱やコストを生じさせることになることから、そのような事態が生じないように設けることとしたものである。したがって、「招集の手続が開始された」の意義も、そのような招集手続のやり直しが必要になってしまう時点、すなわ

ち、株主総会参考書類の記載事項が（取締役会設置会社においては取締役会の決議によって）決定された時点を目指すものとして、当該経過措置を設けることとしている（会社法第298条第1項第5号・第4項、同規則第63条第3号イ参照）。この点をより明らかにするために、当該経過措置の文言を、「施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による」と改めることとした（改正省令附則第2条第5項）。なお、前記の解釈は、御指摘の経過措置以外の「招集の手続が開始された」という文言を用いた経過措置の全てにつき当然に及ぶものではない。

（８） ウェブ開示事項（会社法施行規則第94条・第133条関係）

- ① いわゆるウェブ開示により株主に提供されたものとみなされる事項（以下「ウェブ開示によるみなし提供事項」という。）の範囲について、どのような観点から判断しているのかを確認したいとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

ウェブ開示によるみなし提供事項の拡大は、平成25年12月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）において決定された「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」において、当該事項を拡大する方向で検討を進めることとされたことを受けたものである。

会社法施行規則第94条及び第133条は、ウェブ開示によるみなし提供事項を拡大することとしつつ、他方で、例えば、当該事業年度における事業の経過及びその成果等の類型的に株主の関心が特に高いと考えられる事項等については、現行規則の規律を維持することとしたものである。

- ② 会社法施行規則第133条第3項に関し、主要な借入先等（同規則120条第1項第3号）及び上位10名の株主の氏名等（同規則122条第1号）については、ウェブ開示によるみなし提供事項とするのは相当でないとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

前記①で述べたことに照らして、原案は相当であると考える。

- ③ 改正後の会社法施行規則第94条第1項の規定の適用時期を明確にすべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

原案の説明資料において記載した株主総会参考書類の経過措置については、御指摘も踏まえ、前記(7)⑩のとおり、「施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による」と改めることとした(改正省令附則第2条第5項)。これにより、会社法施行規則第94条第1項の規定は、当該経過措置の対象とならない(改正後の同項の規定は、改正省令の施行日から適用される。)こととなる。

- ④ 改正後の会社法施行規則第133条第3項の規定について、原案の説明資料において記載された事業報告の経過措置の適用はなく、改正省令の施行日から適用されるとの理解でよいか確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

御指摘の原案の説明資料に記載された事業報告についての経過措置(改正省令附則第2条第6項参照)は、「事業報告及びその附属明細書の記載又は記録」に関するものであるから、事業報告の提供に関する規定である会社法施行規則第133条第3項には、当該経過措置は適用されない。したがって、改正後の同項は、改正省令の施行日から適用されることとなる。

- ⑤ 会社法施行規則第133条第7項の規定は、改正前も当然に同様に解釈されていたことを内容とするものであるから、同項の規定は設けるべきではないとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

現在の実務においては、ウェブ開示によるみなし提供事項とされていてもウェブ開示が行われていない事項が多く、主に個別注記表又は連結注記表に表示すべき事項についてのみ、その他の事項とは別のファイル

でウェブ開示が行われるのが一般的であるものと認識している。このような状況に対しては、情報の一覧性がなく不便であるとの指摘があったことも踏まえ、会社法施行規則第133条第7項において、ウェブ開示によるみなし提供事項以外の事項についてもウェブに掲載することを妨げるものではないことを確認的に規定したものである。したがって、原案は相当であると考えます。

(9) 内部統制システムの整備に関する規定についての意見（会社法施行規則第98条・第100条・第110条の4・第112条関係）

- ① 会社法施行規則第100条第1項第2号について、その内容が明確になるように、「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の「その他の」の次に「当該管理の実効性を確保するための」を加えるべきであるとの意見が寄せられた（同規則第98条第1項第2号及び第5号ロ、第100条第1項第5号ロ、第110条の4第2項第2号及び第5号ロ並びに第112条第2項第2号及び第5号ロについても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第100条第1項第2号については、「当該株式会社の損失の危険の管理に関する」という文言が「規程その他の体制」にかかっており、その意味は明確であるから、原案は相当であると考えます（同規則第98条第1項第2号及び第5号ロ、第100条第1項第5号ロ、第110条の4第2項第2号及び第5号ロ並びに第112条第2項第2号及び第5号ロについても同様である。）。

- ② 会社法施行規則第100条第1項第5号について、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の例示として、同号イからニまでが新たに規定されているが、この改正は従前の同号の解釈を拡大する趣旨ではなく、現行の同号の下で企業集団における業務の適正を確保するための体制が適切に構築されている（改正後の同号イからニまでの体制が構築されている）のであれば、追加の対応は不要との理解でよいかとの意見が寄せられた（同規則第98条第1項第5号及び第112条第2項第5号についても同様

の意見が寄せられた。)

(当省の考え方)

御理解のとおりである。なお、会社法施行規則第100条第1項第5号は、同号イからニまでに掲げる事項に形式的に区分した決議をすることまで求めるものではなく、実質的に当該事項について決議がされていればよい(同規則第98条第1項第5号及び第112条第2項第5号も同様である。)

- ③ 会社法施行規則第100条第1項第5号に規定された体制について、
- (ア) 企業集団全体としての体制(企業集団全体としての方針を定める等)を整備すれば足り、企業集団内の各社が整備する体制を、当該株式会社と同一レベルで整備すべきことまで求められるのではないとの理解でよいかとの意見(同規則第98条第1項第5号、第110条の4第2項第5号及び第112条第2項第5号についても同様の意見が寄せられた。)
 - (イ) その企業集団全体としての体制は、子会社の業種、規模、設立準拠法、株式の所有の態様その他の関係に応じた管理体制を構築することで足りるとの理解でよいか確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第100条第1項第5号に掲げる体制は、企業集団全体の内部統制についての当該株式会社における体制(同項柱書参照)であり、企業集団全体の内部統制についての当該株式会社における方針を定めること等が想定される。また、当該方針は、企業集団を構成する子会社の業種、規模、重要性等を踏まえたものであることが想定される。同号は、当該株式会社が企業集団を構成する子会社自体の体制について決議することを求めるものではない(同規則第98条第1項第5号、第110条の4第2項第5号及び第112条第2項第5号についても同様である。)

- ④ 会社法施行規則第100条第1項第5号等の内容は、会社法第362条第4項第6号等に規定する体制が個々の子会社の体制ではなく企業集団の体制であることを理解していないとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第100条第1項第5号は、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の例示として、同号イからニまでに掲げる体制を規定している。したがって、同号イからニまでに掲げる体制は、企業集団における業務の適正を確保するための体制をいうのであって、個々の子会社自体の体制を定めるものではないから、原案は相当であると考ええる。

- ⑤ 会社法施行規則第100条第1項第5号イからニまでについて、(ア) 削除すべきであるとの意見、(イ) その対象を多重代表訴訟の対象となる子会社に限定すべきであるとの意見が寄せられた（同規則第98条第1項第5号イからニまで、第110条の4第2項第5号イからニまで及び第112条第2項第5号イからニまでについても同様の意見が寄せられた。）。

(当省の考え方)

会社法施行規則第100条第1項第5号イからニまでに掲げる体制は、改正法により会社法第362条第4項第6号に「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」が規定されたことを受けて、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の例示として定めるものであり、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保することの重要性に鑑みて、適切な内容であると考ええる。また、同規則第100条第1項第5号イからニまでに掲げる体制として決議される内容は、企業集団を構成する子会社の規模や重要性等を踏まえたものであることが想定されるが、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保することの重要性に鑑みれば、一律に多重代表訴訟の対象となる子会社に対象を限定することは適切ではない。したがって、原案の内容は相当であると考ええる（同規則第98条第1項第5号イからニまで、第110条の4第2項第5号イからニまで及び第112条第2項第5号イからニまでについても同様である。）。

- ⑥ 会社法施行規則第100条第1項第5号について、原案の規定に加え

て、「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」を定めるべきであるとの意見が寄せられた（同規則第98条第1項第5号、第110条の4第2項第5号及び第112条第2項第5号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第100条第1項第5号に掲げる体制は、企業集団全体の内部統制についての当該株式会社における体制（同項柱書参照）であって、当該株式会社の子会社自体の体制ではない。そのような同号の位置付けに鑑みれば、同号イの「当該株式会社の子会社の取締役（中略）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制」に加えて御提案の体制を定める必要性は乏しく、また、御提案の体制を定めると、当該株式会社にその子会社自体の体制について決議することを求めているかのような誤解を与えるおそれも生ずる。したがって、原案は相当であると考え（同規則第98条第1項第5号、第110条の4第2項第5号及び第112条第2項第5号についても同様である。）。

- ⑦ 会社法施行規則第100条第1項第5号に規定する「親会社」に関する体制について、(ア)改正前と規律に変更がないか確認したいとの意見、(イ)「親会社」という文言は削除すべきであるとの意見が寄せられた（同規則第98条第1項第5号、第110条の4第2項第5号及び第112条第2項第5号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第100条第1項第5号の改正は、改正法により、会社法第362条第4項第6号に「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」が規定されたことを受けたものであって、「親会社」との関係での企業集団における業務の適正を確保するための体制について、現行の同規則第100条第1項第5号の規律に変更を加えるものではない。

また、原案において会社法施行規則第100条第1項第5号の「親会社」という文言を削除することとしていないのは、前記改正の趣旨及び会社法第362条第4項第6号の改正は現行の規律の内容を変更するものではないことに鑑みて当該文言を削除する理由がないためであり、原

案は相当であると考え（同規則第98条第1項第5号、第110条の4第2項第5号及び第112条第2項第5号についても同様である。）。

- ⑧ 会社法施行規則第100条第3項第2号及び第3号の体制は、同項第1号の体制に含まれるものの例示という理解でよいか確認したいとの意見が寄せられた（同規則第98条第4項第1号から第3号まで、第110条の4第1項第1号から第3号まで及び第112条第1項第1号から第3号までについても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第100条第3項第1号から第3号までにそれぞれ規定する体制は、相互に関連するものであって、また、それらの体制を形式的に区分せず一体のものとして決議することも妨げられないが、条文としては、同項第2号及び第3号の体制が同項第1号の体制に含まれるものの例示という関係に立つわけではない（同規則第98条第4項第1号から第3号まで、第110条の4第1項第1号から第3号まで及び第112条第1項第1号から第3号までについても同様である。）。

- ⑨ 会社法施行規則第100条第3項第3号について、（ア）監査役の指示の実効性を確保するための体制は、執行サイドではなく監査役が整備すべき事項であることから同号の規定は設けるべきではないとの意見、（イ）同号の内容や同項第2号との関係を明確にすべきであるとの意見、（ウ）同項第1号の使用人の独立性の内容の一部として同項第3号を設けるのであれば同項第2号に定めるべきであるとの意見が寄せられた（同規則第98条第4項第3号、第110条の4第1項第3号及び第112条第1項第3号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第100条第3項第3号に規定する「指示の実効性の確保に関する事項」は、法制審議会会社法制部会の議論を踏まえ、監査を支える体制に係る規定の充実・具体化を図る観点から規定したものである。一般に、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性が高まれば、監査役による指示の実効性も高まると考えられるため、「指示の実効性の確保に関する事項」は、同項第2号に規定する「取締役か

らの独立性に関する事項」と共通の体制として定められることも多いものと想定されるが、監査を支える体制に係る規定の充実・具体化を図る観点からすれば、広く「指示の実効性の確保に関する事項」を規定することが適切であると考えられるため、別号としたものである。したがって、原案は相当であると考え（同規則第98条第4項第3号、第110条の4第1項第3号及び第112条第1項第3号についても同様である。）。

- ⑩ 会社法施行規則第100条第3項第3号として、「監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」が新設されているが、必ずしも、同項第1号から第3号までの各々に対応した個別の内部統制体制の構築を求めるものではなく、各企業の状況に応じて、例えば、同項第1号から第3号までについて包括的に充足する体制を構築することも許容されるとの理解でよいか確認したいとの意見が寄せられた（同規則第98条第4項、第110条の4第1項及び第112条第1項についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

御理解のとおりである。会社法施行規則第100条第3項第1号から第3号までの規定は、各号に掲げる事項に形式的に区分した決議をすることまで求めるものではなく、複数の号に掲げる事項をまとめて決議することも許容される（同規則第98条第4項、第110条の4第1項及び第112条第1項についても同様である。）。

- ⑪ 会社法施行規則第100条第3項第4号ロの「報告」について、（ア）「当該会社（親会社）の取締役、（執行役）及び使用人の職務執行に関して」という限定を付すべきであるとの意見、（イ）その「報告」の対象を確認したいとの意見が寄せられた（同規則第98条第4項第4号ロ、第110条の4第1項第4号ロ及び第112条第1項第4号ロについても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第100条第3項第4号ロに掲げる体制としては、「当該監査役設置会社の監査役」の職務の執行に必要な範囲の「報告」につ

いての体制が決議されることが想定されるが、現行の同項第3号の「報告」について特段の限定が付されていないこと等を考慮して、改正後の規定上も特段の限定は付さないこととしたものであり、原案は相当であるとする（同規則第98条第4項第4号ロ、第110条の4第1項第4号ロ及び第112条第1項第4号ロについても同様である。）。

- ⑫ 会社法施行規則第100条第3項第5号の「報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」は、監査役への報告に限らず、内部監査部門への報告等についても同様であるから、監査役への報告に限定した規定として設ける必要はないとの意見が寄せられた（同規則第98条第4項第5号、第110条の4第1項第5号及び第112条第1項第5号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第100条第3項第5号は、法制審議会会社法制部会において、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図るべきであるとの議論がされたことを受けて、監査役に対する報告についての体制として規定したものであり、原案は相当であるとする（同規則第98条第4項第5号、第110条の4第1項第5号及び第112条第1項第5号についても同様である。）。

- ⑬ 会社法施行規則第100条第3項第5号の体制は、同項第4号の体制に含まれるものの例示という理解でよいか確認したいとの意見が寄せられた（同規則第98条第4項第4号及び第5号、第110条の4第1項第4号及び第5号並びに第112条第1項第4号及び第5号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第100条第3項第4号及び第5号にそれぞれ規定する体制は、相互に関連することが想定され、また、それらの体制を形式的に区分せず一体のものとして決定することも妨げられないが、条文の内容としては、同号の体制が同項第4号の体制の例示という関係に立つわけではない（同規則第98条第4項第4号及び第5号、第110条の

4第1項第4号及び第5号並びに第112条第1項第4号及び第5号についても同様である。)

- ⑭ (ア) 監査役を窓口としない内部通報窓口へ内部通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制については、会社法施行規則第100条第1項第4号の「当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に含まれ、また、(イ) 当該内部通報窓口への通報内容が監査役に報告されることになっている場合には、同条第3項第5号の「前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」にも含まれるという理解でよいか確認したいとの意見が寄せられた(同規則第98条第1項第4号及び第4項第5号、第110条の4第1項第5号及び第2項第4号並びに第112条第1項第5号及び第2項第4号についても同様の意見が寄せられた。)

(当省の考え方)

(ア) 及び (イ) いずれについても、御指摘の体制の内容次第であるが、(ア) 「監査役を窓口としない内部通報窓口へ内部通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制」については、会社法施行規則第100条第1項第4号の体制に含まれ得るものと整理することが考えられ、また、(イ) 当該内部通報窓口への通報内容が監査役に報告されることになっている場合には、同条第3項第5号の体制にも含まれ得るものと整理することが考えられる(同規則第98条第1項第4号及び第4項第5号、第110条の4第1項第5号及び第2項第4号並びに第112条第1項第5号及び第2項第4号についても同様である。)

- ⑮ 会社法施行規則第110条の4第1項第1号から第3号までについて、監査等委員会の職務を補助する取締役とは内部監査等を担当する取締役を想定していると思われるが、当該取締役は業務執行取締役であり、当該取締役に監査等委員が指示をすると、監査等委員が業務執行をすることとなり、適切でないとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第110条の4第1項第1号の「監査等委員会の職務を補助すべき取締役」として、内部監査を担当する取締役も想定されることは御指摘のとおりである。しかし、監査等委員会は、内部統制システムが適切に構築・運営されているかを監視し、必要に応じて内部監査部門等に対して指示を行うという方法で監査を行うことが想定されている。したがって、監査等委員が内部監査部門に対して監査等委員会の職務の執行に必要な範囲で指示を行うことは、その職務として当然に許容されるから、原案は相当であると考ええる。

- ⑯ 会社法施行規則第110条の4第1項第1号の「監査等委員会の職務を補助すべき取締役」は「監査等委員会の職務に協力すべき取締役」に修正すべきであるとの意見が寄せられた（同規則第112条第1項第1号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

現行の会社法施行規則においても、監査等委員会と同様、内部統制システムが適切に構築・運営されているかを監視し、必要に応じて内部監査部門等に対して指示を行うという方法で監査を行うことが想定されている監査委員会について、「監査委員会の職務を補助すべき取締役」と規定されている（同規則第112条第1項第1号）。また、監査等委員会設置会社の取締役には、監査等委員会の要求があったときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求めた事項について説明する義務が課される（会社法第399条の9第3項）等しており、その意味で、御提案の「監査等委員会の職務に協力すべき取締役」は全ての取締役ということになりかねない。したがって、原案が相当であると考ええる（同規則第112条第1項第1号についても同様である。）。

- ⑰ 会社法施行規則第110条の4第1項第1号について、（ア）監査等委員会の職務を補助すべき「取締役」を置くことを義務付けるものではないとの理解でよいか確認したいとの意見、（イ）その点を条文上明確にすべきである（同規則第112条第1項第1号についても同様である。）との意見が寄せられた。

（当省の考え方）

会社法第399条の13第2項は、監査等委員会設置会社の取締役会は同条第1項第1号ロ及びハに掲げる事項（いわゆる内部統制システムの整備）について決定しなければならないと定めており、内部統制システムを整備しないという決定をしたとしても、同条第2項に違反するわけではないと解される。そして、どのような内部統制システムを整備する決定をしなければならないかは、取締役の善管注意義務（同法第330条、民法第644条）の内容として各社の状況に応じて定まるものである。このような会社法第399条の13第2項の内容等に照らして、会社法施行規則第110条の4第1項第1号が監査等委員会の職務を補助すべき「取締役」を置くことを義務付けるものではないことは明らかである。したがって、原案は相当であると考え（同規則第112条第1項第1号についても同様である。）。

- ⑱ 会社法施行規則第110条の4第1項第4号の報告の名宛人として、監査等委員会が選定した監査等委員を含めるべきであるとの意見が寄せられた（同規則第112条第1項第4号についても同様の意見が寄せられた。）。

（当省の考え方）

会社法施行規則第110条の4第1項第4号の「監査等委員会への報告に関する体制」として、監査等委員会が選定した監査等委員を報告の窓口とする体制が決議されることも想定されるが、監査等委員会が会議体として組織的な監査を行うことに鑑みれば、条文としては「監査等委員会への報告に関する体制」として、その具体的な報告の方法は合理的な解釈・運用に委ねるのが適切である。したがって、原案は相当であると考え（同規則第112条第1項第4号についても同様である。）。

- ⑲ 会社法施行規則第112条第1項第1号の「当該株式会社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人」の「取締役」と「使用人」は立場が異なるので、同項第3号の「当該株式会社の監査委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」の「取締役」は削除すべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

会社法施行規則第112条第1項第3号の規定は、監査を支える体制に係る規定の充実・具体化を図るという法制審議会会社法制部会の議論を踏まえて設けることとしたものである。「監査委員会の職務を補助すべき取締役」についても、監査委員会の職務を補助する以上は、内部統制システムを整備する上で、当該取締役に対する監査委員会の指示の実効性の確保が重要な視点となるものと考えられる。したがって、原案は相当であると考ええる。

- ⑳ 会社法施行規則第100条第3項第5号及び第112条第1項第5号に関し、取締役や執行役については、監査役等への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けるかどうかを問わず、善管注意義務に基づき報告をすることが求められるので、取締役や執行役をこれらの規定の対象とすべきではないとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

取締役や執行役が善管注意義務(会社法第330条、民法第644条)に基づいて監査役等への報告を含めた職務の執行をすべきことは当然であるが、そのことを前提としても、監査を支える体制に係る規定の充実・具体化を図るという観点からは、会社法施行規則第100条第3項第5号及び第112条第1項第5号の規定の対象に取締役や執行役を含めることには、なお意義があるものと考えられる。したがって、原案は相当であると考ええる。

- ㉑ 既に会社法第388条に監査役の監査費用の償還についての規定があることからすれば、会社法施行規則第100条第3項第6号の体制は不要であるとの意見が寄せられた(同規則第98条第4項第6号、第110条の4第1項第6号及び第112条第1項第6号についても同様の意見が寄せられた。)

(当省の考え方)

会社法第388条に監査費用の償還についての規定があることは御指摘のとおりであるが、各社において各社の状況に応じて同条の規定による監査費用の償還の手続その他の監査費用の処理に係る方針についての決議をあらかじめ行っておくことは、監査費用の処理についての監査役

の予測可能性を高め、監査役の職務の円滑な執行に資すると考えられることから、会社法施行規則第100条第3項第6号の規定を設けることとしたものである。したがって、原案は相当であると考え（同規則第98条第4項第6号、第110条の4第1項第6号及び第112条第1項第6号についても同様である。）。

- ② (ア)「内部監査部門又は内部統制部門が監査役と連携することに関する事項」を内部統制システムの決議事項とすべきであるとの意見、(イ)「社外取締役による監督の実効性を確保するための体制」を内部統制システムの決議事項とすべきであるとの意見、(ウ)取締役会が「業務の適正を確保するための体制」の構築・運用状況について報告を受け監視・検証するための体制について明示規定を設けるべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

現行の会社法施行規則第100条第1項各号又は第3項各号に掲げられた体制の一内容として、御提案のような内容に相当するものを決議することも妨げられないと解されること（同規則第98条、第110条の4及び第112条についても同様である。）等を踏まえると、現時点において、御提案の改正を行う必要はないと考える。

- ③ 会社法施行規則第98条又は第100条に掲げる体制について、(ア)具体的な決定又は決議の例を挙げた上でその内容で足りるかを確認したいとの意見、(イ)具体的にどのような内容を決定又は決議すればよいか不明確であるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法第362条第5項は、大会社である取締役会設置会社の取締役会は同条第4項第6号に掲げる事項を決定しなければならないと定めるが、これは、同号に掲げる事項すなわち内部統制システムの整備について決定しなければならない旨定めるものであり、内部統制システムを整備しないという決定であっても同条第5項に違反するわけではないと解される（同法第348条第4項についても同様である。）。どのような内部統制システムを整備する決定をするかは、取締役の善管注意義務（同

法第330条、民法第644条)に基づき、各社の状況に応じて判断すべきものであり、御意見の中で挙げられた具体例の内容で足りるかどうかや、具体的にどのような内容を決定又は決議すればよいかを一概に述べることはできない。

- ④ 会社法施行規則第98条、第100条及び第112条の改正について、
(ア) 経過措置を設けるべきであるとの意見、(イ) 改正後のこれらの規定に基づき既存の体制を改定する決定又は決議はいつまでにしなければならぬかを確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第100条第1項の改正は、改正法による会社法第362条第4項第6号の改正を受けて、現行の同規則第100条第1項第5号に規定されている「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の例示としての体制を同号イからニまでに列挙するとともに、それに伴う所要の文言の整備を行うものであり、現行の同項の規定を具体化するものである。また、同規則第100条第3項の改正は、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化等を図るものであるが、現行の同項第4号が「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」という包括的な体制を掲げていることに鑑みれば、この改正も、現行の同項の規定を具体化するものである。

会社法第362条第5項は、大会社である取締役会設置会社の取締役会は同条第4項第6号に掲げる事項を決定しなければならないと定めるが、これは、同号に掲げる事項、すなわち内部統制システムの整備について決定しなければならない旨定めるものであり、内部統制システムを整備しないという決定であっても同条第5項に違反するわけではないと解される。そして、前記のとおり、会社法施行規則第100条の改正は、現行の同条の規定を具体化するものと整理できるため、現行の同条の規定に基づく内部統制システムの整備についての決定を適切に行っている会社であれば、改正後も、同法第362条第5項に違反することはないと考えられる。これらの点も考慮して、同条の改正については、特段の

経過措置を設けないこととしている（同規則第98条及び第112条についても同様である。）。

（10） 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社関係（会社法施行規則第110条の3・第111条関係）

- ① 会社法施行規則第110条の3第3項第5号及び第111条第3項第5号において、監査等委員会又は指名委員会等に出席した取締役の氏名を議事録の記載事項とするかどうかを統一すべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

御指摘を踏まえ、会社法施行規則第111条第3項第5号を改正し、「取締役（当該指名委員会等の委員であるものを除く。）」の氏名を、指名委員会等の議事録の記載事項に加えることとした。

- ② 会社法施行規則第110条の3第3項第5号について、監査等委員会に出席した取締役又は会計参与が、会社法第399条の9第3項の規定による監査等委員会の要求を受けて出席したのかどうかも記載事項とすべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

現行の委員会設置会社の委員会の議事録の記載事項（会社法施行規則第111条第3項第5号）等に鑑み、御指摘の点を監査等委員会の議事録の記載事項とする必要はないと考える。

（11） 事業報告の内容（会社法施行規則第118条・第121条・第124条・第126条関係）

- ① 会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」について、（ア）記載すべき項目を具体的に示すべきであるとの意見、（イ）その事業報告における具体的な記載内容は、例えば、内部統制に係る委員会の開催状況等について記載する等、各企業の状況に応じた合理的な記載をすることでよいか確認したいとの意見、（ウ）「業務の適正を確保するための体制」を記載した後に、「当該『業務の適正を確保するための体制』に則った運用を実施している。」といった記載でよいか確認したい

との意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」として記載すべき内容は各社の状況に応じて様々であることから、記載すべき項目を具体的に示すこととはしていないが、各社の状況に応じた記載をする必要がある。なお、内部統制に係る委員会の開催状況については、その一内容となり得るものといえる場合が多いと考えられる。他方、単に、「当該『業務の適正を確保するための体制』に則った運用を実施している。」というだけの記載は、通常は、「運用状況の概要」の記載とは言い難いと考えられる。

- ② 会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」について、金融商品取引法上の内部統制報告制度において求められる運用状況との異同を確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)上の内部統制報告制度は、財務報告に係る内部統制についての制度であると承知している。これに対し、会社法上の内部統制に関する規律は、財務報告に係る内部統制に限らないものである。会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」についても、この点を踏まえた記載をすることが求められる。

- ③ 会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」については、客観的な事実のみを記載し、運用状況の評価に関して記載するかは各社の任意という理解でよいか確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第118条第2号の「当該体制の運用状況の概要」は、客観的な運用状況を意味するものであり、運用状況の評価の記載を求めたものではない(なお、事業報告に運用状況の評価を記載することを妨げるものでもない)。

- ④ 会社法施行規則第118条第4号について、(ア) 同号を設けるべきで

ないとの意見、(イ) 同号ロ及びハを設けるべきではないとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第118条第4号は、株主が多重代表訴訟の提起の可能性を検討するに当たり参考となる重要な情報を開示させるものであり、原案は相当であるとする。

- ⑤ 会社法施行規則第118条第4号を新設することに関連して、同規則上、完全親会社等の定義を設けるべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

御指摘を踏まえ、「完全親会社等」の定義を会社法施行規則第2条第2項に設けることとした(同項第118号)。

- ⑥ 会社法施行規則第118条第4号に関して、事業報告に記載又は記録される特定完全子会社と、実際に特定責任追及の訴えの対象となる発起人等が存する株式会社とは必ずしも一致しないことを確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第118条第4号は、事業年度の末日時点における特定完全子会社を開示するものであるのに対し、特定責任追及の訴えの対象となる特定責任は、その原因となった事実が生じた日における完全子会社の株式の帳簿価額を問題とするものである(会社法第847条の3第4項参照)から、事業報告に記載又は記録される特定完全子会社と、実際に特定責任追及の訴えの対象となる発起人等が存する株式会社とは必ずしも一致しない。

- ⑦ 会社法施行規則第118条第4号に関して、最終完全親会社等の事業年度の末日と、特定完全子会社の株式を保有するその完全子会社等の事業年度の末日が異なる場合における株式の帳簿価格の合計方法について確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第118条第4号の「当該事業年度の末日」とは、当

該株式会社の当該事業報告の作成対象となる事業年度の末日をいうものであり、その時点の各社における帳簿価額を合計することとなる。

- ⑧ 事業報告のうち平成27年4月1日以後に作成されるものについては、会社法施行規則第118条第4号を適用する旨の経過措置を加えるべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第118条第4号は、株主が多重代表訴訟の提起の可能性を検討するに当たり参考となる重要な情報として、当該事業年度の末日時点における特定完全子会社を開示させるものであるが、会社がその開示の準備をするには一定の時間が必要になると考えられることから、御提案の経過措置を設けることは適当ではないと考える。

- ⑨ 会社法施行規則第118条第5号は、その規定する内容を事業報告の内容とする必要があるという立法事実があるとは考えられず、また、取締役会設置会社においては、同号ロの判断のために取締役会における決議事項をいたずらに増加させるものであるから、同号を設けるべきでないとの意見が寄せられた（同規則第128条第3項についても同様の意見が寄せられた。）。

(当省の考え方)

会社法施行規則第118条第5号は、法制審議会会社法制部会等における議論を踏まえた規定であり、親会社等との間の利益相反取引のうち、個別注記表における関連当事者との取引に関する注記が必要となるものについて、同号イからハまでに掲げる事項を開示することにより親会社等との間の取引条件の適正を確保し、子会社少数株主等の利益を保護しようとするものであるから、原案は相当であると考ええる。

なお、会社法施行規則第118条第5号ロの「取締役会」の「判断及びその理由」については、同号による開示の対象となる取引について、個別に又は取引の時点で判断をすることまで求めるものではなく、取引の類型ごとに包括的に判断し、また、当該判断の内容が記載された事業報告の承認をもって取締役会の判断とすることも許容されるから、取締役会における決議事項をいたずらに増加させるものではない。

- ⑩ 会社法施行規則第118条第5号又は第128条第3項について、完全親会社との間の取引については、保護すべき少数株主が存しないのであるから、実務上の負担を考慮し、事業報告又はその附属明細書の内容とすることを要しないこととすべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

原案の会社法施行規則第118条第5号又は第128条第3項は、個別注記表又は計算書類の附属明細書における関連当事者との取引に関する注記を前提として、取締役の判断及びその理由等の開示を求めるものであるところ、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）上、当該注記について完全親会社との取引であるからといって注記が不要であるとはされていないこと（同規則第112条等参照）、会社法施行規則第118条第5号又は第128条第3項は、同規則第118条第5号イからハマまでに掲げる事項を開示することにより親会社等との間の取引条件の適正を確保し、子会社少数株主等の利益を保護しようとするものであること等を踏まえて、完全親会社との取引を含めて、事業報告又はその附属明細書における開示を要することとするものであり、原案は相当であると考えます。

- ⑪ 会社法施行規則第118条第5号ロの「判断及びその理由」に関して、その要請を満たすため機微にわたる情報を具体的に記載すると株主に不利益が生ずる可能性があるため、「判断及びその理由『の概要』」に改めるべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

原案においても、会社法施行規則第118条第5号ロの「判断及びその理由」は、同号イからハマまでに掲げる事項を開示することにより親会社等との間の取引条件の適正を確保し、子会社少数株主等の利益を保護するという当該事項の開示が求められる趣旨に照らして適切な範囲で記載すべきものであるから、原案は相当であると考えます。

- ⑫ 監査等委員会設置会社において会社法第423条第4項の承認を受けた場合においても、同法第356条第1項第2号又は第3号に掲げる取

引について、会社法施行規則第118条第5号イからハまでに相当する事項を事業報告の記載事項として追加すべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

原案の会社法施行規則第118条第5号は、法制審議会会社法制部会等における議論を踏まえ、親会社等との間の一定の利益相反取引について開示を要求するものであって、会社法第423条第4項の規定による監査等委員会の承認の対象となる取締役との間の利益相反取引とは場面が異なることから、今回の改正において、御提案の改正をすることはしていない。

- ⑬ 会社法施行規則第118条第5号イの「当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項」について、主な記載項目等を明確化すべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第118条第5号に基づき、具体的内容としてどのようなものを記載すべきかは、同号の趣旨及び取引の内容等に照らして、各社において適切に判断されるべきものであると考える。

- ⑭ 会計監査人設置会社でない株式会社において、その個別注記表における関連当事者との取引に関する注記を省略する場合に、事業報告において親会社等との間の取引に関する開示を省略することは妥当でないため、会社法施行規則第118条第5号の「(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものを除く。)」を削除すべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

原案は、会社計算規則上、一定の会社については、個別注記表の関連当事者との取引に関する注記において一定の事項の記載を省略することができ、その場合には、当該事項を計算書類の附属明細書に記載しなければならないこととされていること(同規則第112条第1項ただし書、第117条第4号)を受けて、当該事項が計算書類の附属明細書に記載される場合には、会社法施行規則第118条第5号イからハまでに掲げ

る事項についても、事業報告ではなく、その附属明細書の内容とするものである（同規則第128条第3項）。したがって、原案は相当であると考ええる。

- ⑮ 会社法施行規則第121条第4号柱書中の括弧書「(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この条において同じ。)」を設けた趣旨を確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

御指摘の括弧書は、主に、会社法施行規則第121条第4号及び第5号の役員報酬の開示について、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等を監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とで区分して開示することを求める趣旨で設けていたものであるが、その点は、御指摘の括弧書がなくとも、同条第4号イの「(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。イ及びハにおいて同じ。)」という括弧書があれば明確であるといえることに鑑み、御指摘の括弧書を削ることとした。

- ⑯ 会社法施行規則第121条第10号に規定する常勤の監査等委員又は監査委員の選定の有無及び理由については、公開会社以外の株式会社にも適用されるように、同規則第118条に規定すべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

現行の会社法施行規則上、会社役員に関する事項は公開会社の特則として規定されていること（同規則第119条第2号、第121条、第124条）を踏まえ、会社役員に関する事項である常勤の監査等委員又は監査委員の選定の有無及び理由についても、公開会社の特則として同規則第121条に規定したものである。したがって、原案は相当であると考ええる。

- ⑰ 会社法施行規則第121条第10号イ及びロにおいて、常勤の監査等委員又は監査委員の選定の有無の「理由」を事業報告に記載することと

されていることは、常勤の監査等委員又は監査委員の選定を義務付けていない会社法の規定とのバランスを欠くので、当該「理由」の記載を義務付けることに反対するとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法が、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社において、常勤の監査等委員又は監査委員の選定を義務づけていないことは御指摘のとおりであるが、会社法施行規則第121条第10号イ及びロは、法制審議会会社法制部会において、監査を行う機関による社内の情報の把握につき常勤者が重要な役割を果たしているとの指摘がされたことを踏まえ、常勤の監査等委員又は監査委員の選定の有無及びその理由を事業報告の記載事項とするものである。これは、選定をしていない場合だけでなく、選定をしている場合についても、その理由の記載を求める中立的な規律であって、会社法の規定とのバランスを欠くものではないと考える。したがって、原案は相当であると考えます。

- ⑱ 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）である大会社について、「常勤の監査役の選定の有無及びその理由」を事業報告の記載事項とすべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

御指摘の「監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）である大会社」は、公開会社ではない（会社法第328条参照）。そして、現行の会社法施行規則上、会社役員に関する事項は公開会社の特則として規定されていること（同規則第119条第2号）からすれば、会社役員に関する事項である「常勤の監査役の選定の有無及びその理由」について、公開会社以外の株式会社の事業報告の内容として定めることは、規律のバランスを欠くこととなる。

- ⑲ 会社法施行規則第124条第1項第3号ロの括弧書「（業務執行者であるものを除く。）」を設けた趣旨を確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

御指摘の括弧書は、「役員」の中にも「業務執行者」に当たるものは含まれ得ることから、「役員」の前に規定している「業務執行者」との重複

を避ける趣旨で規定したものである。

- ⑳ 会社法施行規則第124条第2項について、事業年度の末日時点で社外取締役を置いておらず、改正法の施行日後に事業報告を作成する会社であっても、施行日後に開催される最初の株主総会において社外取締役の選任議案を付議する会社においては、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載義務を免除するなどの適切な経過措置を設けるべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第124条第2項については、改正省令附則第2条第6項において経過措置を設けている。同項は、改正法により新たに設けられる会社法第327条の2が、施行日以後に開催される最初の株主総会において社外取締役の選任議案を付議するかどうかを問わず、事業年度の末日において社外取締役を置いていない上場会社等の取締役については、施行日以後に開催される定時株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないこととしていることとの平仄や、事業報告の作成及び監査の過程等を考慮して規定したものである。

- ㉑ 原案の説明資料において、会社法施行規則第124条第2項及び第3項の規定の適用についての経過措置として、「施行日以後に作成される事業報告」についてこれらの規定を適用するとの案が記載されていたことに関して、「作成」の意味を明確にすることを求める意見が寄せられた。

(当省の考え方)

御指摘を踏まえ、会社法施行規則第124条第2項及び第3項の規定の適用の対象となる事業報告を明確にする観点から、「施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告」について同条第2項及び第3項の規定を適用するとの経過措置（改正省令附則第2条第6項ただし書）を設けることとした。監査役会設置会社においては、同規則第132条第4項に規定する特定取締役が監査役会の監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとするものとされているため（同条第2項）、施行日以後に特定取締役が監査役会の監査報告の内容の通知を受ける事業

報告について、同規則第124条第2項及び第3項の規定が適用されることとなる。

- ⑳ 会計監査人の報酬等について監査役等が同意をした理由は、事業報告に記載させるべきでなく、監査報告の記載事項とすべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会計監査人の報酬等についての監査役等の同意は、現行の会社法施行規則第126条第2号の規定により事業報告に記載することとされている会計監査人の報酬等を決定するに当たって必要とされる手続であることから、その同意の理由も、事業報告に記載することが適切であり、原案は相当であると考えます。

- ㉑ 会計監査人の報酬等について監査役等が同意をした理由については、今回の会社法改正では特に委任されておらず、改正の趣旨も明らかでないことから、会社法施行規則第126条第2号の改正は不要であるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

原案の会社法施行規則第126条第2号の趣旨は、会計監査人の報酬等につき監査役等が同意した理由を開示することにより、会計監査人の独立性を確保するために設けられている監査役等の同意権が適切に行使されることを確保しようとするものであり、原案は相当であると考えます。なお、事業報告の内容については、会社法第435条第2項により法務省令への委任がされている。

- ㉒ 現在の実務として、事業報告等に記載する会計監査人の報酬等の額は、会社法に基づく監査に対するものだけでなく、金融商品取引法等に基づく監査に対するものを合計して記載しているところ、会社法施行規則第126条第2号により「同意をした理由」を記載するに当たっては、これらの報酬等の額の分離まで必要となるものではないことを確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

御指摘の「同意をした理由」は、現行の会社法施行規則第126条第2号の規定により事業報告に記載することが必要とされている会計監査人の報酬等についてのものであるから、同号の改正により「同意をした理由」を記載することとされたことに伴い、報酬等の額の記載の在り方が変更されるものではないと考える。

- ②⑤ 会社法施行規則第126条第2号の「会計監査人の報酬等について監査役等が同意をした理由」について、事業報告における具体的な記載内容は、例えば、過去の報酬実績、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に報酬を確認した等、各企業の状況に応じた合理的な記載をすることでよいか確認したいとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

会社法施行規則第126条第2号に規定する会計監査人の報酬等について監査役等が同意をした理由としては、各社の状況に応じた合理的な記載をすることでよい。なお、各社の状況にもよるが、過去の報酬実績、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に報酬を確認した旨の記載は、少なくともその一内容となり得るものと考えられる。

- ②⑥ 「監査役補助使用人の有無」を事業報告の記載事項とすべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

監査役は、独任制の機関として、通常、自ら会社の業務財産の調査等を行うという方法で監査を行うことが想定されており、また、監査役が、株主に「監査役補助使用人の有無」を開示したいと考えれば、監査役の監査の方法等として、監査報告に自ら記載することが可能であること（会社法施行規則第129条第1項第1号等）を踏まえると、今回の改正により「監査役補助使用人の有無」を事業報告の内容とする必要はないと考える。

（12） 株式会社が特定責任追及の訴えを提起しない理由の通知方法（会

社法施行規則第218条の7関係)

- ① 株式会社が特定責任追及の訴えを提起しない理由の通知方法に関して、最終完全親会社等の取締役等が、株式会社に対する支配力を背景に、株式会社による調査を拒絶する等の事態が生ずることが想定されるため、会社法施行規則第218条の7第1号中「資料」の下に「並びに同号の判断のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由」を加えるべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

株式会社が特定責任追及の訴えを提起しない場合の不提訴理由の通知についてのみ、「必要な調査ができなかった」ことを記載しなければならないこととする理由はなく、また、原案の会社法施行規則第218条の7各号に掲げる事項の内容に鑑みれば、これらの事項に加えて、御提案のような規定を置く必要はないと考える。

(13) 「社外取締役を置くことが相当でない理由」に関する規律についてのその他の意見

- ① 「社外取締役を置くことが相当でない理由」に関する規律について、条文が中途半端であり、また、上場会社に一律適用すべきではないとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

会社法施行規則第74条の2並びに第124条第2項及び第3項の規定は、その規定ぶりや適用対象について、上場会社等の取締役に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を定時株主総会で説明することを求める会社法第327条の2の規律に倣ったものであり、相当であると考えられる。

3 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）関係

(1) 出資の履行の仮装（会社計算規則第21条関係）

- ① 現行の会社計算規則第21条第1号、第2号及び第3号について、「全部又は一部」という文言を削除した理由を確認したいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

現行の会社計算規則第21条第1号の「法第五十二条第一項の規定により同項に定める額の全部又は一部を支払う義務」の「の全部又は一部」という文言を削除することとしたのは、「法第五十二条第一項の規定により同項に定める額を支払う義務」の履行により支払われた額については、当該額が「同項に定める額」の全部であるか一部であるかにかかわらず同号の規定による会計処理の対象とすべきであり、そのことは「の全部又は一部」という文言がなくとも明確であることから、今回の改正において同規則第21条に出資の履行の仮装についての号を加えるに際して、併せて整備したものである。この整備により、同条第1号の規律の実質に変更を加えるものではない。現行の同条第2号及び第3号についても、同様である。

(2) ウェブ開示事項（会社計算規則第133条関係）

- ① ウェブ開示によるみなし提供事項の範囲について、どのような観点から判断しているのかを確認したいとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

前記2（8）①に同じ。

- ② 改正後の会社計算規則第133条第4項の規定の適用時期を確認したいとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

会社計算規則第133条第4項については、特段の経過措置を設けていないことから、改正後の同項の規定は、改正省令の施行日から適用される。

- ③ 会社計算規則第133条第8項の規定は、改正前も当然に同様に解釈されてきたことを内容とするものであるから、同項の規定は設けるべきではないとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

前記2（8）⑤に同じ。

(3) 株式の併合関係（会社計算規則第159条関係）

- ① 株式の併合によって端数となる株式についての買取請求による自己株式の取得において、分配可能額を超える金銭の支払がされたときに会社法第464条第1項に規定する義務を負う「当該株式の取得に関する職務を行った業務執行者」を定める規定を設けるべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

御指摘を踏まえ、株式の併合における反対株主の株式買取請求に応じて株式を取得する場合に、分配可能額を超える金銭の支払がされたときに会社法第464条第1項に規定する義務を負う者を定める規定を設けることとした（会社計算規則第159条第10号）。

以上